

平成28年度 国立大学法人筑波技術大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

学士課程

【1】障害に配慮したきめ細かい指導・支援

聴覚・視覚障害者の障害特性と発達特性に即した指導を行う。

聴覚障害学生に対しては、専任教員は授業において手話を使用し、パワーポイントや資料配付、板書などの視覚的情報を用いるとともに、補聴器や人工内耳を通して聴覚活用が可能な学生に対しては、補聴援助システムを利用する。また学外の非常勤講師の授業、学外講師による講座等においては、最新の技術を活用した PC 文字通訳や高等教育レベルの学術的内容を訳出できる通訳者による手話通訳を実施する。

視覚障害学生に対しては、専任教員は授業において話しことばによる説明を中心とし、学生個々の見え方や情報リテラシーに応じて点字、拡大文字、電子ファイル、録音の資料を配付する。さらに視覚情報を補うために、点図や立体コピーによる触図を用いるとともに、可能な限り対象物に触れて理解する機会を設ける。また、学外の非常勤講師の授業、学外講師による講座等においては、事前に教材のメディア変換を実施する。

さらに個々の学生の障害状況に配慮した指導・支援を実施するため、少人数クラス編成、クラス担任・副担任制、アカデミックアドバイザー制を整備する。また複数の障害を併せ有する学生に対しては、特別支援委員会及び保健管理センターとクラス担任等が連携し、授業参加及び学生生活における課題について個別に対応する。

- ・【1-1】聴覚・視覚障害者の障害特性と発達特性に即した指導を行うとともに、情報保障の実施状況を調査し、現状での効果や課題を抽出し、検討する。
- ・【1-2】聴覚障害学生に対し手話を使用し、パワーポイントや資料配付、板書などの視覚的情報を用いる。
- ・【1-3】補聴器や人工内耳を通して聴覚活用が可能な学生に対しては、補聴援助システムを利用する。
- ・【1-4】学外講師による授業・講座等においては、最新の技術を活用した PC 文字通訳や高等教育レベルの学術的内容を訳出できる手話通訳などを実施する。
- ・【1-5】視覚障害学生に対しては、話しことばによる説明を中心とし、学生個々の見え方や情報リテラシーに応じて点字、拡大文字、電子ファイル、録音の資料を配付する。
- ・【1-6】視覚情報を補うために、点図や立体コピーによる触図を用いるとともに、可能な限り対象物に触れて理解する機会を設ける。
- ・【1-7】個々の学生の障害状況に配慮した指導・支援を実施するため、少人数クラス編成、クラス担任・副担任制、アカデミックアドバイザー制で対応する。
- ・【1-8】複数の障害を併せ有する学生に対しては、特別支援委員会及び保健管理センターとクラス担任等が連携し、授業や学生生活の課題について個別に対応する。
- ・【1-9】新任教員を対象に指導・支援方法に関する初任者研修、聴覚障害に関する研修を実施する。

【2】体系的で一貫性のある教育課程の編成

入学から卒業まで、教養教育から専門教育までの全ての段階を通して一貫したカリキュラムポリシーに基づいた教育課程を編成する。

幅広い教養の涵養，基礎学力の伸長，障害理解及び健康の維持・増進に必要な教養科目を再編成する。

各専門分野の技術の高度化，専門化等社会のニーズに柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成するため，1年次からの系統的な専門教育科目を編成する。

また，個々の学生の適性や目標に応じた学修プログラムに対応したコースや履修モデルを作成する。例えば，産業技術学部産業情報学科では情報科学，機械工学，建築工学の3領域に，保健科学部情報システム学科では「ソフトウェア開発コース」，「インターネットテクノロジーコース」などの5つのコースに細分するなど，全学科で履修コース・モデル等を設定する。

- ・【2-1】教務委員会において，両学部各学科における3つのポリシーの明確化を行う。
- ・【2-2】明確化された各学科の3つのポリシーに基づき，現行のカリキュラムにおける問題点を抽出，過去のカリキュラム改訂や将来構想による組織改革の時期等にも配慮して，教育課程編成の具体的な方向性とスケジュール等を策定する。

【3】多様な教育課程の編成

理学療法士国家資格取得など社会人の学び直しのための2年次編入学，特別支援学校専攻科修了者の3年次編入学を平成28年度中に実施し，その他医療系の複数の資格取得希望（はり師・きゅう師と理学療法士），中途視覚障害者や社会人の学び直し・キャリアアップなど，多様な教育課程を設置する。

- ・【3-1】2年次編入学（理学療法学専攻）を平成28年度に実施し，2年次編入学者の教育を開始する。
- ・【3-2】特別支援学校専攻科修了者の3年次編入学を平成29年度入試から実施する。

【4】障害に配慮した適切な成績評価の実施

授業科目のシラバスを障害学生が確実に閲覧できるよう，個々の学生の障害に配慮した記載冊子及びウェブ表示とする。視覚障害学生に対しては点字版の添付，文字音声変換を行う。聴覚障害学生に対しては読みの能力に配慮した具体的な記述をする。

成績評価はシラバスに沿って厳密に行う。A+からDまでの5段階評価とし，A+は履修学生の10%程度とする。また成績優秀者，成績不振者の基準を明確にする。なお，試験，課題等の成績評価に際しての手法の適用においては，個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。

また，卒業においては，鍼灸学，理学療法学では各国家試験レベルに十分対応できることを条件にするなど，各学部のディプロマ・ポリシーに基づき，質を保証した学位を授与する。

- ・【4-1】教務委員会を中心に、現在のシラバスの内容や授業内容と履修状況を調査し、視覚障害学生に対する点字版の添付や文字音声変換、聴覚障害学生の読みの能力に配慮した記述や、成績評価を割合に当てはめられる授業規模（履修者数など）・内容（講義・実習など）の具体的な検討を行う。
- ・【4-2】授業科目のシラバスを障害学生が確実に閲覧できるよう、個々の学生の障害に配慮し記載した冊子及びウェブ表示とする。
- ・【4-3】成績評価はシラバスに沿って厳密に行う。A+からDまでの5段階評価とし、A+は履修学生の10%程度とする。また、成績優秀者、成績不振者の基準を明確にする。
- ・【4-4】試験、課題等の成績評価に際しての手法の適用においては、個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。
- ・【4-5】鍼灸学、理学療法学では各国家試験レベルに十分対応できることを条件にするなど、ディプロマ・ポリシーに基づき、質を保証した学位を授与する。

【5】アクティブラーニングの更なる発展と障害に即した手法の開拓

専門委員会を設置し、本学で行われている聴覚・視覚障害学生を対象としたアクティブラーニングの現状を整理するとともに、学生の障害特性、発達の特性に即した手法を開拓する。

具体的には、少人数教育の利点を活かした双方向の講義、演習、実験、実習、実技等を行うとともに、聴覚障害・視覚障害に起因する情報伝達、情報保障に配慮したディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション、ディベート、反転学習、課題研究、他の教育機関との遠隔協調授業、高大接続教育プログラムなどを授業において展開する。

- ・【5-1】全教員を対象とした調査を実施し、教養教育、専門教育の授業及び授業以外の教育活動におけるアクティブラーニングの実践状況を網羅的に調査する。
- ・【5-2】上記調査の結果を踏まえたアクティブラーニングに関する研修会を実施する。
- ・【5-3】他大学、機関との間の教育面における連携を目的とした遠隔協調授業のあり方を検討し、また連携実績のある大学、機関に対して遠隔授業を実施する。
- ・【5-4】特別支援学校等で学ぶ中等教育段階の障害生徒を対象とした高大接続教育プログラムを開発する。

【6】キャリア教育

授業、各種講座、講演会、インターンシップ、職場実習、学外者との交流事業、アカデミックアドバイザー制度、ポートフォリオを通して、障害学生の人間関係形成・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力を育成する。さらに障害関係科目及び卒業生等を講師とした講座等を通して、障害に起因した活動参加制約を打破するためのセルフアドボカシースキルの向上をはかる。

- ・【6-1】卒業生及び卒業生が就職した事業所を対象とした調査を実施し、この結果を基に、本学におけるキャリア教育の目標を検討する。
- ・【6-2】キャリアポートフォリオを見直し、修学基礎や障害学系の授業の中で扱う。また教員（授業担当、クラス担任、アカデミックアドバイザー、就職支援担当等）と学生との間のポートフォリオの交換を通して、学生のキャリア意識を高める。
- ・【6-3】卒業生等を講師とした講座を実施し、学生のキャリア意識とキャリアセルフアドボカシースキルを高める。

- ・【6-4】インターンシップ、職場実習等の直接的体験を通して、キャリア発達の中核となるメタ認知能力を育む。

【7】グローバル人材の育成

国際交流協定校との海外短期留学、留学生短期受入れ制度および英語サロン、TOEIC 対策講座などを積極的に活用し、外国語によるコミュニケーション力や異文化理解などの教養を身につけたグローバル人材を育成する。

- ・【7-1】従来の6地域（欧州、ロシア、米国東部、米国中部、中国、韓国）に加えて、新たな国際交流協定締結校との学生短期研修派遣・受入れも行き、グローバル人材を育成する。
- ・【7-2】英語サロン、TOEIC 対策講座開催など留学支援を行う。

修士課程（大学院）

【8】教育課程の改訂

産業技術学専攻においては、産業界においてリーダー足りうる能力を備える人材を育成する。障害者支援研究と工学・科学等との融合、人間とシステム間の相互インターアクション、人間の行動及び創造的活動を支援するシステムの構築といった学際的領域の科目を設定する。

保健科学専攻においては、現代医学と東洋医学のバランスが取れた講義と演習、急速に進歩する医療に対応する基礎医学分野、最新の視覚障害補償機器に関する講義等を設定する。

情報アクセシビリティ専攻においては、これまで筑波技術大学が培ってきた聴覚・視覚障害者のための情報保障に関する知見と学内外における情報保障支援の実績を基に、手話、点字、文字、音声といったメディアの変換や通訳の技術、障害と心身機能、発達の特性、活動制限、参加制約等の障害者支援に関わる基盤的知識を修得した上で、情報保障の具体的手法について学修する科目を設定する。上記の教育課程の改訂は、平成31年度までに行う。

- ・【8-1】産業技術学専攻においては、これまでの研究テーマを整理、現状のカリキュラムとの関連性などを調査・検討して、現状のカリキュラムの効果と課題の洗い出しを行う。
- ・【8-2】保健科学専攻においては、現代医学と東洋医学のバランスが取れた講義と演習、急速に進歩する医療に対応する基礎医学分野、最新の視覚障害補償機器に関する講義等を設定する。
- ・【8-3】現行の情報アクセシビリティ専攻の教育課程について授業担当者間で2年間の総括を行う。障害の補償を担うメディア変換技術に加えて、障害の特性や障害者支援に重要な知識とスキルを修了生が十分に修得できたかを確認し、平成29年度向けの教育課程に改訂する。

【9】適切な成績評価等の実施

教育の質の保証のためすべての授業科目のシラバスを充実させ、修士論文審査には最終報告、中間報告等の複数回の発表の機会を設け、明確な成績評価基準により学生の学修を評価する。なお、試験、課題等の成績評価に際しての手法の適用においては、個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。

- ・【9-1】教育の質の保証のためすべての授業科目のシラバスを充実させる。そのために大学院と学部シラバスの比較検証を行い、現状での課題等の洗い出しを行う。
- ・【9-2】修士論文審査には最終報告、中間報告等の複数回の発表の機会を設け、明確な成績評価基準により学生の学修を評価する。
- ・【9-3】試験、課題等の成績評価に際しての手法の適用においては、個々の学生の機能的障害に起因する困難状況に配慮する。

【10】高度で質の高い就労支援

民間企業における高度専門職、教育・研究機関における教職、研究職、医療機関におけるコメディカル職への就職ができるよう、研究指導教員、副指導教員と就職支援担当の教職員が連携して個別の支援を行う。

- ・【10-1】大学院修了者の修了後の就労実態（職種、職務内容等）に関する追跡調査を実施する。
- ・【10-2】事業所向け大学説明会等を通して、採用側（企業、教育機関、研究機関、医療機関等）のニーズを把握する。
- ・【10-3】民間企業における高度専門職、教育・研究機関における教職、研究職、医療機関におけるコメディカル職への就職ができるよう、研究指導教員、副指導教員と就職支援担当の教職員が連携して個別の支援を行う。

【11】社会人の学び直しによる情報保障分野の人材育成

情報アクセシビリティ専攻では、ICT（Information and Communication Technology）を活用した遠隔授業、e-ラーニング、休日集中授業などの社会人学生が学びやすい環境を平成 30 年度までに整備し、聴覚・視覚障害者の支援業務や支援システム開発・研究に関わる分野の人材を育成する。

- ・【11-1】e-ラーニングのコンテンツ作成、テレビ会議システムや skype を活用した遠隔授業や研究指導を試行し、社会人学生の学修形態に配慮した授業に着手する。

【12】特別支援学校専攻科教員の専門性向上

技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上、学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象（仮称））の導入に向け、現場の教員のニーズなどを具体的に分析し、平成 31 年度までの設置を目指して取り組む。また、教員免許制度の見直しの議論も踏まえ、専門性の高い理療科教員を含む教員養成に向けた取組みを行う。

- ・【12-1】技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上と学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象（仮称））の設置準備の取組みを行う。導入に向け、現場の教員のニーズなどを具体的に分析し報告書の作成をする。
- ・【12-2】理療科教員養成課程設置について平成 28 年度に、①設置形態案および設置計画書（案）を文部科学省と相談・協議する。②視覚障害関係団体へ設置案を説明・相談する。③年度内に設置案を

最終決定する。

【13】大学院教育のグローバル化

産業技術学専攻においては、音声言語の修得に困難を伴う聴覚障害学生の特性に合わせた本学独自のグローバル化の在り方ならびに教育方法を検討し、その結果に基づく教育改善を図ることにより大学院教育のグローバル化を推進する。他専攻においては、英語による研究ノート作成、研究討議など英語に触れる機会を増やし、国際学会等での発表を推進する。また、主にアジア地域からの留学生の受け入れ態勢を整えるとともに、本学協定校と大学院間での人的・研究交流を促進する。

特に、保健科学専攻鍼灸学コースでは、アジア（モンゴルなど）からの視覚障害（全盲）留学生が多く、本学授業において日本語・英語でのコミュニケーション困難に加え、研究遂行にあたり日・英の論文読解・執筆、複雑な専門用語の理解、文献検索等に課題がある。そのために主・副指導教員などの複数指導教員体制、研究補助者・チューター配置、日本語補講、日英の音声読み上げソフト利用など、多面的な配慮を行う。

- ・【13-1】産業技術学専攻における英語論文等を用いた教育実施事例や学生の英語力を調査し、その知見の蓄積を行う。
- ・【13-2】英語論文等に触れる機会を増やし、国際学会等での発表を検討する。
- ・【13-3】留学生に対して、保健科学専攻鍼灸学コースでは、日本語習得のための1年課程のコース（研究生課程など）を開設し、研究に必要な基礎的研究力を身につけさせる。そのコース開設のための準備の取り組みを行う。また、アジアからの留学生を増やすために、授業料免除などを検討する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【14】教育方法の改善と適切な教職員の配置等

効果的な教員の配置により、障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を更に推進する。また、教職員を対象とした組織的な研修の実施、TA（Teaching Assistant）などの教育補助者の積極的活用により、少人数授業の中でよりきめ細かく個別対応を実施する。

このために、特に複数の障害を併せ有する学生の対応にあたっては、視覚障害学生の教育を担う春日キャンパスと聴覚障害学生の教育を担う天久保キャンパス間で教育資源や情報を共有して教育を行う。また他機関とも連携し、教育に関するリソースを共有する。

- ・【14-1】教務委員会を中心にこれまでの教育の実施体制を見直す。
- ・【14-2】教務委員会や特別支援委員会などを中心に春日キャンパスと天久保キャンパスにおけるこれまでの複数の障害を併せもつ学生への対応事例を調査し、知見・ノウハウの蓄積及び共有化を進める。

【15】教育活動の評価

教員相互の授業参観や学生による授業評価等の内容を教員と学生にフィードバックし、授業の改善や就職・進路指導の改善に役立てる。また、教育成果の評価方法に関する研究プロジェクトを立ち上げ、教育の成果や効果を組織的に検証し、その結果を研修等により教員間で情報共有し、組織として教育活動の改善に取り組む。

- ・ 【15-1】 教員相互の授業参観や学生による授業評価等の内容を教員と学生にフィードバックし、授業の改善や就職・進路指導の改善に役立てるための公表ルールを両学部で統一するための協議を情報管理室（仮称）を中心に行う。
- ・ 【15-2】 教育成果の評価方法・公開方法・検証指標策定に関する研究プロジェクトを情報管理室（仮称）を中心に立ち上げる。
- ・ 【15-3】 学期終了後に成績評価会議を障害者高等教育研究支援センターと学部共催で行い、学生の学修状況の情報共有と対策のために協働してあたることのできる仕組みを構築する。

【16】障害者の教育に必要な知識・技術を高めるための研修の実施

教育内容に関する専門性と併せて、「障害特性を理解し、各学生の障害に起因する能力及び発達の特徴に即して教育する知識・技術」、「手話・点字など、情報を保障するための知識・技術」等をさらに高めていくための研修や評価を行う。

- ・ 【16-1】 聴覚や視覚に障害のある学生の教育に必要な知識・技術を高めるための研修を継続的に実施する。
- ・ 【16-2】 障害者高等教育研究支援センターを中心として、本学におけるこれまでの障害や学生の理解についての研修実態を調査し、研修スタッフへの負荷、研修内容の妥当性・有効性等について検討する。

【17】教育設備の整備、情報ネットワーク等の活用

先進的な情報保障システム、e-ラーニング等の導入を進めるなどにより、聴覚・視覚障害者の教育に必要な設備の充実を図るとともに、自由にアクセスできる情報システムやインターネットを十分に活用できる学修環境を整備する。

- ・ 【17-1】 本学で使われている情報保障システム、e-ラーニング等の実態及び運用体制を全学的に調査する。
- ・ 【17-2】 さらなる活用を拡大するために必要な全学的な e-ラーニングサーバーシステムの導入を検討する。
- ・ 【17-3】 老朽化し、処理能力や情報セキュリティに問題がある情報ネットワークの更新計画を策定し、順次更新する。

【18】 障害者高等教育研究支援センター

聴覚障害系では、聴覚障害学生に対して補聴相談、聴覚管理（聴力検査等）、個別コミュニケーション指導（発音・手話・コミュニケーション方略等）を実施する。就職活動に際して、学部・大学院学生を対象とした SPI 模試・対策講座、各種就職講座を開催する。学外の聴覚障害児等に対する支援として、補聴相談、コミュニケーションに関する相談、職場適応に関する相談等に対応する。また特別支援学校等の特別支援教育関係学校、学級の求めに応じて講師、助言者を派遣する。情報保障に関しては、障害者高等教育研究支援センターが開発したモバイル型遠隔情報保障システム、リアルタイム字幕提示システムに最新の技術を組み込んだ改良を加え、学内外の支援に活用する。他大学の聴覚障害学生支援においては、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）の活動母体として、ネットワークの活動を活性化し、地域ネットワークの形成支援、モデル事例の構築、個別大学への支援・相談対応等の事業を推進するとともに、各事業で得られたノウハウを蓄積し、これを成果物（冊子、DVD メディア、ウェブサイト掲載コンテンツ）として全国に発信する。

視覚障害系では、視覚障害学生の要望に応じて、学習に必要な資料を点字、拡大文字、録音など各種メディアに変換する事業を実施する。この事業を促進するために点訳・朗読ボランティアの養成のための講習会を開催する。視覚障害学生の学修における能力向上のために、点字、情報機器、歩行に関する指導を通して情報リテラシーや移動に関するスキルの習得を支援するとともに、学生生活や進路に関わる福祉・就労分野の情報提供や支援を行う。情報技術を活用した視覚障害学生の修学環境の改善のため、科学技術文書処理システムやコンピュータ言語教育システムなどの教育・学習支援システムの開発に取り組む。全国の視覚障害学生の修学環境の向上を目指し、これらの障害者高等教育研究支援センターにおける教育研究の知見や技術、システム開発の成果を提供する。高等教育機関の障害学生支援に関する相談に対応するとともに、全国の教職員向けに研修会を実施して障害学生支援の技術や考え方を発信する。さらに、視覚障害学生が在籍する大学間の連携やネットワークを構築する。

教育関係共同利用拠点事業「教育アクセシビリティの向上を目指すリソース・シェアリング（H27年～H31年度）」により障害者高等教育研究支援センターがこれまで蓄積している教育的リソースや支援ノウハウ（ろう者学、聴覚障害学生向け TOEIC 対策講座・留学準備、語学指導法、視覚・聴覚障害学生のスポーツ指導法、情報保障者養成、障害補償・教育支援機器、キャリア教育）に関するリソースライブラリを構築する。これらの成果をワークショップ、シンポジウム、FD（Faculty Development）・SD（Staff Development）研修会等を通して全国に発信する。

- ・【18-1】 聴覚障害系では、学生に補聴相談、就職活動支援等を行う。情報保障に関しては、モバイル型遠隔情報保障システム、リアルタイム字幕提示システムの開発を継続する。機器開発は学部との連携も行う。他大学支援は、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）を活用する。
- ・【18-2】 視覚障害系では、情報活用スキルの達成レベルと学科カリキュラム等の関連性を調査し、すべて

の学生が十分な情報リテラシーを修得できるように教育法の開発に着手する。ICT を活用した視覚障害学生の就労環境改善のため、科学技術文書処理システムやコンピュータ言語の教育・学習支援システムの開発に取り組む言語とシステム選択の調査を行う。一般大学に学ぶ視覚障害学生の支援のために障害者高等教育研究支援センターの教育研究の知見や技術、システム開発成果を提供する。情報発信の方法の見直しと大学等連携ネットワークの再構築に着手する。

- ・【18-3】教育関係共同利用拠点事業「教育アクセシビリティの向上を目指すリソース・シェアリング」の2年目として、障害者高等教育研究支援センターが蓄積している教育的リソースや支援ノウハウを効果的に活用してもらうためのワークショップ、シンポジウム、FD・SD を通して全国に発信する。

【19】 附属図書館の整備

附属図書館における聴覚・視覚障害学生のための情報保障を視野に入れた環境整備、ラーニングコモンズ、アカデミックコモンズとしての機能整備などの検討を進め、実現する。

- ・【19-1】図書館のラーニングコモンズ、アカデミックコモンズ、オープン・サイエンス機能の導入に関する情報収集を行う。
- ・【19-2】学内に分散蓄積されている教育コンテンツを図書館に集積するための制度・設備等の検討を行う。
- ・【19-3】授業での課題と学生の図書館活用状況との関連性に関する調査を実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【20】 学生の生活全般に対する教員の指導力を向上させる研修の実施

障害の特性について深く理解し、実際の指導の事例を共有することにより、学生の生活全般に対する教員の指導力を高め、個々の学生に対応した指導を行うためのFD研修などを実施する。

- ・【20-1】聴覚や視覚に障害のある個々の学生への生活全般に対する指導力を高めるためのFD研修を継続的に実施する。
- ・【20-2】教務委員会とFD・SD企画室が連携し、これまでの指導事例や研修内容の知見を調査・整理して、知見・ノウハウの蓄積を進める。

【21】 学生相談・助言・支援の組織的対応

個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに、授業時間外においても学生からの意見や要望により丁寧な対応ができるように、アカデミックアドバイザー、チューター、オフィスアワー、相談窓口を活用し、学生一人ひとりをきめ細かく支援する。リメディアル教育が必要な学生にはチューター等を配置し、補習的学修を実施する。

- ・【21-1】アカデミックアドバイザー、チューター、オフィスアワー、相談窓口を活用し、学生一人ひとりをきめ細かく支援する。
- ・【21-2】リメディアル教育が必要な学生にはチューター等を配置し、補習的学修を実施する。
- ・【21-3】教務委員会を中心に、これまでの取り組みや体制等を調査、具体的なその効果と課題などの洗い出

しを行う。

【22】身体面・精神面の健康管理

キャンパス毎に設置されている保健管理センターにおいて、医師・看護師・カウンセラーにより学生一人一人の身体面及び精神面の健康相談に対応する。入学直後より希望する学生の全員を対象に、専門医による聴覚障害、視覚障害の相談窓口を設け、定期的に対応する。また、補聴器、ルーペなどの聴覚・視覚情報保障機器の相談については情報保障を専門とするスタッフが専門医と連携のもと障害に応じて対応する。さらに、精神障害、内部障害等を有する学生には、医師、看護師等の保健管理センタースタッフが個々の障害に応じて対応する。特に急病時の対応については、近隣病院等との連携のもと保健管理センターのみならずクラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー教員等による病院受診支援も含めて対応する。

- ・【22-1】聴覚、視覚障害に対する医療面からの補償を充実させるため、耳鼻科、眼科専門医の定期診療を充実させる。
- ・【22-2】聴覚・視覚情報保障機器の相談については情報保障を専門とするスタッフが専門医と連携のもと障害に応じて対応する。
- ・【22-3】精神障害、内部障害、発達障害等を有する学生には、医師、看護師等の保健管理センタースタッフが個々の障害に応じて対応する。
- ・【22-4】保健科学部附属東西医学統合医療センター、近隣病院等との連携のもと保健管理センターのみならずクラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー教員等による病院受診支援も含めて対応する。

【23】聴覚障害学生のコミュニケーション能力の向上に関する指導、支援

本学に在籍する聴覚障害学生の聴覚管理、補聴器管理、FM補聴システムおよびデジタルワイヤレス補聴システムの活用を通して聴覚活用支援を行う。併せて聴力の変化、コミュニケーションに関する補聴相談を行う。

また、学生のニーズに即して手話、発音、読話、筆談等のコミュニケーション技術を高めるための個別コミュニケーション指導を実施する。これらの指導、支援を通して個々の学生の総合的コミュニケーション能力を高めるとともに、社会的文脈（相手や状況等）に即したコミュニケーションの方略を修得させる。

- ・【23-1】学生のニーズに即して手話、発音、読話、筆談等のコミュニケーション技術を高めるための個別コミュニケーション指導やコミュニケーション方略修得の支援を実施し、コミュニケーション能力を向上させる。

【24】 視覚障害学生の学習と学生生活支援

視覚障害に起因する学習上の困難を克服するため、点字、触図、パソコン読み上げソフト、DAISY (Digital Accessible Information System) などの活用に関して支援をする。また、学生生活を円滑に送れるようにするために必要な点字の読み書きや弱視用機器、パソコンの活用、白杖による歩行訓練など視覚障害を補償するための技能に関する支援をする。

- ・ 【24-1】 学習上の支援として、点字、触図、パソコン読み上げソフト、DAISY (Digital Accessible Information System) などの利用に関する調査を実施し、検討すべき学習支援事業を調査する。
- ・ 【24-2】 生活上の支援として一人ひとりに適切な対応ができるような相談窓口を採用しており、それらの相談内容や生活支援事業に関する対応調査を行う。
- ・ 【24-3】 点字の読み書きや弱視用機器の操作、パソコンの活用、白杖による歩行訓練など、視覚障害を補償する技能習得支援を行う。

【25】 聴覚・視覚障害以外の障害を併せ有する学生の支援

産業技術学部には聴覚の他に視覚の障害を併せ有する学生、保健科学部には視覚の他に聴覚の障害を併せ有する学生、さらにそれぞれの学部で聴覚・視覚以外の障害（発達障害、内部障害など）を併せ有する学生が近年入学する傾向がある。

そのような学生個々の障害に応じた学修環境を整備し、さらには、学修に対する支援を行う。このために特別支援委員会を組織し、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー及び保健管理センターが連携し、個々の学生をフォローアップする。具体的な手法として、聴覚障害と視覚障害を併せ有する学生においては、補聴援助システムによる聴覚補償援助やタブレット PC を使用した拡大文字表示、聴覚障害または視覚障害と発達障害または学習障害を併せ有する学生に対しては、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー等による生活・学修における具体的な困難場面の把握とそれに対する学生本人への個別指導、授業担当者等への配慮要請を行う。

また、視覚障害学生の場合、内部障害を有し、透析や自己注射などの医療管理を必要とすることも多く、学修、生活面に加え、医療・健康面での支援も行う。

- ・ 【25-1】 聴覚・視覚以外の障害（発達障害、内部障害など）を併せ有する学生を対象とした以前の取り組みを支援の内容、学内・学外組織との連携の点から調査する。
- ・ 【25-2】 聴覚・視覚以外の障害（発達障害、内部障害など）を併せ有する学生の生活や学修における困難な場面の把握を行う。
- ・ 【25-3】 聴覚・視覚以外の障害（発達障害、内部障害など）を併せ有する学生に対しては、クラス担任、副担任、アカデミックアドバイザー及び保健管理センターと特別支援委員会が個別に指導を行う。
- ・ 【25-4】 聴覚・視覚以外の障害（発達障害、内部障害など）を併せ有する学生の障害に応じた障害補償機器（聴覚補償援助やタブレット PC など）や環境の整備を行う。
- ・ 【25-5】 内部障害を有する学生に対しては、学修、生活面の支援に加え、医療・健康に関する支援を行う。

【26】就職・就労支援等

進路・就職に関する講座、講演会、ガイダンス、セミナー等、学生が主体的に参加し自ら提案する方式に発展させるとともに、コミュニケーションや情報伝達上のハンディキャップを解決、改善するためのセルフアドボカシースキルに関する内容を盛り込む。さらに学生の障害特性、キャリア発達特性に即した個別の面接指導、進路・就職相談の体制を充実させ、産業技術学部においては、就職率90%以上とする。

また、保健科学部においては国家試験など資格試験の合格率を全国平均以上の高い水準に維持し、学修意欲の高い学生には大学院等への進学を奨励する。

これらの取り組みにより、聴覚・視覚障害者の職域拡大に努め、インターンシップなどを通して職業指導を充実させる。

卒業生支援の一環として、各地のハローワーク、障害者職業センターと連携し、卒業生の職場適応を促すための職場の障害理解啓発を行うとともに、個別の相談に応じた就労支援を実施する。

- ・【26-1】卒業生を対象とした就労に関する現況調査から、就職および就労に関する指導、支援の目標項目を定める。
- ・【26-2】進路・就職に関する授業、講座、講演会、ガイダンス、セミナー等への学生の参加を呼びかける。特に三年次生については、90%以上の参加率とする。
- ・【26-3】産業技術学部においては、個別の面接指導、進路・就職相談の体制を充実させ、就職率90%以上とする。
- ・【26-4】保健科学部においては国家試験など資格試験の合格率を全国平均以上の高い水準とする。
- ・【26-5】事業所（民間企業、公的機関等）向け大学説明会の開催やハローワーク等の協力を得て、本学教員と事業所人事担当者との連携体制を構築し、学校推薦枠を拡大する。
- ・【26-6】インターンシップ、職場体験などを通して職業指導を充実させる。
- ・【26-7】各地のハローワーク、障害者職業センターと連携し、卒業生の職場適応を促すための職場の障害理解啓発を行うとともに、個別の相談に応じた就労支援を実施する。

【27】障害学生の職域拡大

これまで、本学学生が就職した業種以外の職域への就職実績をつくる。

具体的には、聴覚障害系においては、製造業、情報通信分野業に加え、雇用ニーズが高まっている金融、保険、サービス業等の業種への就職支援を行うとともに、志望者が増加している地方自治体等の正規職員としての採用を目的とした障害者雇用枠における公務員試験対策講座を実施する。視覚障害系においては、医療従事者としての就職に加えて企業等のヘルスプロモーション領域への職域拡大を図るとともに、情報、通信、サービス業等の業種への就職支援を行う。

このためにハローワーク、学生職業センター、企業、医療機関、国・地方自治体等と連携し、就職支援担当の教職員との間で求人、求職状況の情報を交換する。また、障害学生の雇用を促進している事業所を対象とした大学説明会を実施し、企業等の参加を70社以上に、学内における会社説明会、情報交換会については企業等の参加を50社以上に拡充する。

- ・【27-1】事業所（民間企業、公的機関等）向け大学説明会の開催やハローワーク等の協力を得て、本学教員と事業所人事担当者との連携体制を構築し、聴覚・視覚障害者の職域拡大をはかる。また、事業所向け大学説明会の参加を70事業所以上とする。
- ・【27-2】学内における合同企業説明会及び個別企業説明会を企画、実施する。参加企業数は50社以上とする。
- ・【27-3】地方自治体等の正規職員としての採用を目途とした障害者雇用枠における公務員試験対策講座を複数回、実施する。

【28】経済的支援

経済的困窮者や成績優秀者に対する入学料・授業料猶予、免除制度がより有効となるよう点検し、必要な改善を行う。また、種々の奨学金等に関する情報収集を行い、学生に提供する。

- ・【28-1】経済的困窮者や成績優秀者に対する入学料・授業料猶予、免除制度を学生に周知する。また、制度の点検を行い、必要な改善を行う。
- ・【28-2】種々の奨学金等に関する情報を収集し、学生に提供する。特に給付型や障害者対象等、本学学生に有利な奨学金の情報を蓄積し次年度に活用する。また、学生に、障害者年金制度を理解させる。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

【29】入試広報

アドミッション・ポリシーに基づき、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。また、特別支援学校においては、出前授業や説明会を積極的に展開し、一般校においては、障害者の有無を調査するなど、適切かつ広範な広報活動を実施する。

- ・【29-1】アドミッション・ポリシーに基づき、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。
- ・【29-2】産業技術学部においては、これまでと同様に説明会やオープンキャンパスなどを実施、募集基準や教育内容の周知を図りつつ、その成果を整理して、より効果的な新しい方法の可能性を検討する。
- ・【29-3】保健科学部においては、特別支援学校での、ミニ大学説明会を積極的に展開する。
- ・【29-4】広報室が主体となり、一般校における障害者の有無を調査するアンケートを実施する。

【30】高大接続、大学入学者選抜の一体的改革への対応

2020年の入試改革に合わせて入試制度を再構築する。全ての入試に面接および学力検査（あるいは小論文）を実施し、「意欲」「人物」「知識・理解力・思考力・表現力」「適性」等を適切に評価する多面的・総合的な選抜を行う。また、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）、高等学校基礎学力テスト（仮称）導入およびそのプレテストの実施状況を鑑み、従来の個別入試、推薦入試、A0入試、社会人入試の入学者選抜方法・内容を見直す。さらに、上記の2つの新テストの導入にあたり特別支援学校と連携して聴覚・視覚障害学生への合理的配慮等に関する意見等を提供する。

- ・【30-1】両学部において、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）、高等学校基礎学力テスト（仮称）の

準備状況や特別支援学校での対応への準備状況，ならびに他大学での取り組み状況などを調査する。

- ・【30-2】本学でのこれまでの入学試験における長所やその問題点などを抽出し，今後の改革に関する方向性とスケジュール等について具体案を策定する。
- ・【30-3】特別支援学校高等部専攻科を対象とした編入学試験の導入等は，準備が整い次第実施する。

【31】編入学の拡大

保健科学部保健学科（理学療法学専攻）においては，平成 28 年度から 2 年次編入を導入する。社会人の学び直しや特別支援学校専攻科修了者に対応するため保健科学部保健学科（鍼灸学専攻）では 3 年次編入を積極的に実施する。また，産業技術学部においては，現行の社会人学び直しプログラムの改善・充実を図りつつ，編入学拡大のための特別支援学校専攻科のカリキュラムや他大学を退学する聴覚障害学生の実際の状況などを調査する。

- ・【31-1】産業技術学部では，特別支援学校専攻科や他大学で学ぶ聴覚障害学生の現状を調査し，編入学のニーズの把握を行うとともに，具体的な方法（実施時期，選抜方法など）の検討を行う。
- ・【31-2】保健科学部保健学科（理学療法学専攻）においては，平成 28 年度から 2 年次編入を導入する。
- ・【31-3】保健科学部保健学科では社会人の学び直しや特別支援学校専攻科修了者に対応するため 3 年次編入を実施する。

【32】大学院技術科学研究科の入学者選抜法の改善

研究意欲・研究計画・修了後の目的を持った志願者を確保するために，明確なアドミッション・ポリシーを示すとともに，研究遂行に肝要な研究計画力，分析・考察力を考査する。

- ・【32-1】これまでの教育内容・成果を整理し，各専攻のアドミッション・ポリシーの明確化を図る。
- ・【32-2】研究意欲・研究計画・修了後の目的を持った志願者を確保するために，明確なアドミッション・ポリシーを示すとともに，研究遂行に肝要な研究計画力，分析・考察力を考査する方法の検討を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【33】重点的に取り組む領域

聴覚・視覚障害者の高等教育に関する我が国の中核機関として，聴覚・視覚障害者に対する教育方法の研究，教育機器，教材の開発，障害補償，情報保障システムに関する研究・開発を産業技術学部，保健科学部と共に発展させ，その成果を広く発信しながら，障害者高等教育拠点としての機能を担う。

- ・【33-1】産業技術学部，保健科学部，障害者高等教育研究支援センターで発展させてきた教育方法の研究，教育機器，教材の開発，障害補償，情報保障システムに関する研究・開発を更に発展させるために調査を実施する。

- ・【33-2】聴覚障害者の遠隔情報保障技術の技術的発展，補聴システムのデジタルワイヤレス方式の移行に関する技術開発を行う。
- ・【33-3】障害者高等教育研究支援センターで開発した視覚障害学生のための点字や拡大文字による教材作成システム及び数式等自動認識システムで作成されたコンテンツを EPub 形式で統合的に埋め込むための研究開発を行う。

【34】工学・デザイン学複合領域のプロジェクト研究の活性化

産業技術学部における教員組織改革に伴い，複合領域・学際領域の教育への対応を行うとともに，研究においても異分野間の協力体制を整備，複合領域でのプロジェクト研究を活性化させる。

- ・【34-1】産業技術学部の教員組織改革案の具体化に伴い，聴覚障害系教務委員会において，複合領域・学際領域での教育について，新しい教育課程編成に向けた検討を開始する。
- ・【34-2】次年度の総合研究棟完成に向けて，学部内の競争的経費を重点配分するなど，複合領域・学際領域での研究プロジェクトの活性化を行う。

【35】保健科学部において目指すべき研究

保健科学部附属東西医学統合医療センターを活用した臨床研究体制を整備し，医師・理学療法士・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師などの医療者や情報科学・福祉工学等の教員間の連携・協力をを行い，東西医学統合医療や高齢者医療に関する研究を推進し，国内外に発信する。また，リハビリテーション部門の拡充や新設したあん摩マッサージ指圧外来などを通して臨床部門における国際的共同研究を実施する。

- ・【35-1】保健科学部附属東西医学統合医療センターを活用した臨床教育・研究体制を整備し，医師・理学療法士・はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師などの医療者や情報科学・福祉工学等の教員間の連携・協力をを行う。
- ・【35-2】東西医学統合医療や高齢者医療に関する研究を推進し，国内外に発信する。

【36】研究成果の社会への還元

聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果については，各種支援事業及び機関リポジトリ（NTUT（National University Corporation of Tsukuba University of Technology）リポジトリ）により，大学や特別支援学校等の機関に広く還元する。

また，障害者や高齢者の生活支援，福祉に結びつく研究成果については，関連機関や企業と連携して実用化する。

- ・【36-1】聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果については，各種支援事業及び機関リポジトリ（NTUT（National University Corporation of Tsukuba University of Technology）リポジトリ）により，大学や特別支援学校等の機関に広く還元する。
- ・【36-2】情報管理室（仮称）を立ち上げ，大学の教育情報公開のためのロードマップを作る。

【37】研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

大学全体としては、障害関係の特定研究分野において科研費の採択件数や国際的研究論文件数を10%増加させ、研究を底上げする。また、各教員の研究については、研究分野ごとに国内外の研究業績を調査・検討し、国際的論文の基準となる Impact Factor 等を明示し、教員の個人評価の研究領域の項目で検証する。

- ・【37-1】科研費のアドバイザー制度の利用を促進し、効果的な活用方法の構築を検討する。障害関係の特定研究分野において科研費の申請数及び採択件数、また、国際的研究論文件数を増加させる。
- ・【37-2】各教員の研究業績を調査するとともに、具体的な研究水準・成果の検証方法を検討する。

【38】聴覚・視覚障害者に対する合理的配慮を支援する技術開発研究の推進

聴覚・視覚障害の研究成果を活かし、より質の高い情報保障研究を組織的に展開する。また、感覚障害支援研究として新たに「聴覚・視覚障害者に対する技術開発研究」の体制を整備し、グローバルな共同研究ネットワークを通じて、我が国の社会・教育現場に必要とされる研究を先導する。

- ・【38-1】各部局でこれまでに行ってきた情報保障関係の研究の内容・成果を整理し、具体的な共同実施体制（メンバー、内容、方法等）を構築する。
- ・【38-2】聴覚・視覚障害の研究成果を活かし、より質の高い情報保障研究を組織的に実施する。
- ・【38-3】感覚障害支援研究として新たに「聴覚・視覚障害者に対する技術開発研究」の体制を整備し、グローバルな共同研究ネットワークを通じて、我が国の社会・教育現場に必要とされる研究に着手する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【39】適切な研究者等の配置並びに研究資金の配分

重点研究プロジェクトに重点的に資金を配分し、平成 28 年度中に学部や学科等を越えた研究ユニットの編成、外部研究員の採用など大学の研究資源を集中させた研究実施体制に移行する。

- ・【39-1】平成 28 年度に完成する天久保キャンパスの総合研究棟に合わせて、学部や学科等を越えた研究ユニットの編成、ならびに具体的な研究棟の活用方法などを検討する。
- ・【39-2】重点研究プロジェクトに重点的に資金を配分するため、財務分析結果に基づく資源配分の重点化など予算配分方針・方法を見直す。

【40】設備等の活用・整備

研究スペースの再配分や設備マスタープランの見直しにより、聴覚・視覚障害者に対する教育方法の研究、教育機器・教材の開発、障害補償・情報保障システムに関する研究・開発などの重点研究プロジェクトに必要な研究環境設備を確保する。

- ・【40-1】設備の有効な利活用の促進のため、リストを作成し、学内に照会して使用希望があれば適正な手続きを行うことにより、設備等の有効活用を行う。

【41】知的財産の創出，取得

学内外で行われる研修や講習会への参加により知的財産に関する啓発活動を行うとともに，障害者支援機器の開発等に重点的に取り組む領域において，知的財産の創出と実用化を目指す。

- ・【41-1】学内外で行われる研修や講習会の利便性を高め，地域や社会に対する知的財産の公開体制を強化する。
- ・【41-2】障害者支援機器の開発等で重点的に取り組むべき領域を検討し，基本方針と諸施策を定める。

【42】研究活動の評価及び評価結果

障害者教育・研究，障害者情報保障，東西医学統合医療分野で世界・全国的教育研究を推進するために重点研究プロジェクトを中心に評価及び教員の個人評価を実施し，その評価結果をもとにして研究の内容・方針・体制，研究費配分を見直す。評価項目として，国際的論文，国際共同研究発表に加えて，国内外の聴覚・視覚障害者に対する支援ネットワークの連携・構築の実績，教育関係共同利用拠点としての他大学との連携・研究の実績，障害者支援機器・情報保障機器の新規開発の取組などに重点を置く。また，学長裁量経費においては，上記の特色ある分野での評価結果やミッションの再定義に関わる教育・研究内容などに重点を置いた研究費の配分を行う。

- ・【42-1】評価室等が中心になり，研究活動の評価における具体的な評価項目を洗い出し，各評価項目への重み等の検討を行う。
- ・【42-2】評価項目として，国際的論文，国際共同研究発表に加えて，国内外の聴覚・視覚障害者に対する支援ネットワークの連携・構築の実績，教育関係共同利用拠点としての他大学との連携・研究の実績，障害者支援機器・情報保障機器の新規開発の取組などに重点を置く。
- ・【42-3】障害者教育・研究，障害者情報保障，東西医学統合医療分野で世界・全国的教育研究を推進するために重点研究プロジェクトを中心に評価及び教員の個人評価を実施する。
- ・【42-4】評価結果をもとにして研究の内容・方針・体制，研究費配分を見直す。
- ・【42-5】学長裁量経費においては，特色ある分野での評価結果やミッションの再定義に関わる教育・研究内容などに重点を置いた研究費の配分を行う。

【43】研究実施体制等に関する具体的方策

重点研究領域について，聴覚障害系と視覚障害系が独自性を保ちつつ，必要に応じて一体的な取組のできる体制と環境を平成 30 年度までに整備する。このために学部，学科，専攻を超えた研究実施体制を充実させる。

- ・【43-1】重点研究領域について，聴覚障害系と視覚障害系の独自性を保ちつつ，必要に応じて一体的な取組のできる体制と環境を検討する。
- ・【43-2】学部，学科，専攻を超えた研究実施体制を充実させる。

【44】大学院技術科学研究科情報アクセシビリティ専攻における共同研究の推進

産業技術学専攻（聴覚障害）、保健科学専攻（視覚障害）の情報分野との研究連携を図ることにより、情報アクセシビリティ分野の共同研究を推進する。さらに、国内外の大学や研究機関との共同研究、研究発表を通して研究の質を向上させる。

- ・【44-1】産業技術学専攻（聴覚障害）、保健科学専攻（視覚障害）の情報分野との研究連携を図ることにより、情報アクセシビリティ分野の共同研究に着手する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域に志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【45】社会との連携

聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学修資料等の研究開発及び成果の公開、情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び手話通訳者等）の育成と技能向上を行う。障害のある学生の支援研究会やシンポジウムを通じて教育・研究成果を公表していく。

- ・【45-1】聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学修資料等の研究開発及び成果の公開、情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び手話通訳者等）を育成する。
- ・【45-2】障害のある学生の支援研究会やシンポジウムを通じて教育・研究成果を公表する。

【46】他大学等との連携・支援

本学がこれまでに構築してきた聴覚・視覚障害学生支援のための大学間ネットワークの活動をさらに発展させ、全国の大学等を対象に研修会の開催やFD・SD研修会への講師派遣、各種資料提供、相談・指導等を行っていくことで、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供に関する知識・ノウハウを全国の大学に浸透させるとともに、全国の大学における聴覚・視覚障害学生の修学環境を充実させる。

特に、聴覚障害系においては、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）の活動を通して、全国の連携大学・機関とともにさまざまなモデル事例を構築していくことで、個々の大学のみでは解決しきれない問題へのアプローチを図るとともに、ここで得られたノウハウを成果物（冊子、DVD、Webコンテンツ等）の形で全国の大学に発信する。

また、聴覚・視覚障害学生の高等教育に関する教育関係共同利用拠点として、本学が有する教育的リソースや支援ノウハウを蓄積したリソースライブラリを構築するとともに、この共同活用を進めることで、全国の大学の教育支援体制向上に寄与する。

- ・【46-1】聴覚・視覚障害学生の高等教育に関する教育関係共同利用拠点として、他大学の教職員を対象とした障害学生支援、アダプテッドスポーツ、ろう者学、語学に関するFD・SD研修会、PCノートテイクナー養成を実施する。また他大学が行う障害学生支援に関するFD・SD研修会に講師を派遣する。
- ・【46-2】聴覚障害学生支援・コラボレーションスキーム構築事業（T-TAC 後継事業）ならびに日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）では、合理的配慮に関する相談機関として全

国の大学に相談支援サービスを提供していくための体制の検討を始めるとともに、この中心を担う連携大学・機関間の知識・技術向上を目的とした事例検討会を開催する。また、遠隔情報保障技術を用いた支援者の養成体制について検討を始めるとともに、聴覚障害学生への意思表明支援に向けたノウハウの開発を進めるなど、聴覚障害学生支援に関するモデル的取り組みに着手する。

- ・【46-3】宮城教育大学との大学間連携協定を継続する。この協定の下、本学からは補聴相談等、障害学生支援に協力する。
- ・【46-4】障害学生支援に関するシンポジウムを筑波大学との共催で実施する。

【47】特別支援教育への専門的知識・技術の提供と本学教育へのフィードバック

特別支援学校、特別支援学級等の教育機関や関連機関からの要請に応じ、各校に対して聴覚障害児や視覚障害児の指導、支援に関する専門的知識や技術を提供する。また初等、中等教育段階の特別支援教育の状況を把握し、この知見を本学における入試方法や教育課程の改革に役立てる。

- ・【47-1】特別支援学校、特別支援学級等の教育機関や関連機関からの要請に応じ、各校に対して助言や研修の実施など聴覚・視覚障害児の指導、支援に関する専門的知識や技術を提供する。
- ・【47-2】茨城県教育委員会と締結した連携協定に基づき、県内の特別支援学校等と協議を行い、連携事業の内容の具体化を行う。また、茨城県以外の特別支援学校等についても、連携事業の可能性について検討を行う。
- ・【47-3】東京都立葛飾ろう学校と聴覚障害児を対象とした放課後活動等の連携事業を開始し、初等・中等教育への支援に関する知見・ノウハウの蓄積を図る。

【48】地域に志向した教育・研究

機関リポジトリの内容を充実させ強化する。また、県やつくば市等の要請に応じて障害者計画、障害福祉計画、バリアフリー推進、ユニバーサルデザイン研修、障害者スポーツの育成事業等に本学教員が参画し、本学が有する障害者支援のノウハウを提供する。上記のような地域等の要請に応じた事業規模（事業件数、参加人数等）を平成27年度に比べ20%増加させる。

- ・【48-1】障害者スポーツの育成事業等に参画し、本学が有する障害者支援のノウハウを提供する。特に筑波大学、茨城県立医療大学との合同イベントを継続して行い事業規模を平成27年度より4%増加させる。
- ・【48-2】機関リポジトリの内容の充実を図るとともに、本学が有する障害者支援技術の広報に努め、新たな支援要請を開拓する。

【49】産学官連携活動の推進

聴覚・視覚障害支援に必要とされる産学官連携活動を推進し、自治体や地域企業等との共同事業件数10%増加を目指す。そのため、新たな企業や研究機関を開拓しつつ、聴覚・視覚障害者の社会貢献領域拡大に応える拠点基盤機能を強化する。

- ・【49-1】学術・社会貢献推進委員会が中心になって、これまでに本学で実施してきた連携活動の内容やその成果、社会的なニーズをもとに、新たな連携事業や連携相手開拓の可能性を調査する。

- ・【49-2】聴覚・視覚障害支援に必要とされる産学官連携活動を推進し、自治体や地域企業等との共同事業件数を平成27年度より2%増加を目指す。

【50】部局を越えたプロジェクトチームの形成と研究成果の社会還元

これまで各部局で行ってきた聴覚・視覚障害者への情報保障技術について、部局を越えたプロジェクトチームを形成し、その成果の社会還元を目指す。

テーマとしては、例えば2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた視覚障害者の選手育成、医・科学的サポート支援及び競技に必要な支援機器の開発等の取組みを行う。これらの事業を通して茨城県及びつくば市、他大学と連携して障害者スポーツ支援を図っていく。また、競技に参加したり、競技を観戦したりする聴覚・視覚障害者への情報保障技術の検討・実現や、東日本大震災のような大規模災害の際に情報弱者となりうる聴覚・視覚障害者への情報保障技術の検討・実現など、社会還元が強く望まれる分野でプロジェクトを立ち上げ、他の研究機関や企業などと協力しながら問題を解決し提言していく。更に、こうした分野での研究を積極的に推進する。

- ・【50-1】平成28年度内に天久保キャンパスに完成する総合研究棟に合わせて、聴覚・視覚障害者への情報保障技術等について部局を越えた研究プロジェクトの形成を図り、具体的な研究内容の検討ならびに研究開始の準備を進める。
- ・【50-2】これまで各部局で行ってきた聴覚・視覚障害者への情報保障技術について、部局を越えたプロジェクトチームを形成し、その成果の社会還元を目指す。
- ・【50-3】2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けたブラインドサッカーを中心とした視覚障害者の選手育成及び医・科学的サポート支援をする。
- ・【50-4】障害者スポーツの事業を通して茨城県及びつくば市、他大学と連携して障害者スポーツ支援を図っていく。また、競技を観戦する際の聴覚・視覚障害者への情報保障技術について検討をする。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【51】諸外国の大学等との教育研究上の交流

新たに国際交流協定を締結したアイオワ大学、マサチューセッツ州立大学ボストン校などの米国の大学を含め、諸外国の大学等との研究者及び学生の交流等により、障害者教育・研究に係る国際交流を推進する。

- ・【51-1】国際交流協定締結校から講師を招き、障害者教育・研究や国際協力・交流をテーマとした国際シンポジウムを開催する。シンポジウムへの学生の積極的な参加を推進することで、教職員のみならず学生も含めた研究交流を図る。
- ・【51-2】研究に加えて学生の派遣及び受け入れの可能性に重点を置いて、諸外国における連携可能な機関・組織についての調査を行う。
- ・【51-3】アイオワ大学、ギャロデット大学、ナショナル豊工科大学、バウマンモスクワ工科大学との間で研究者及び学生間の交流を実施する。
- ・【51-4】障害学生支援に関して、マサチューセッツ州立大学ボストン校地域インクルージョン研究所との

間で情報交換等の連携を図る。

【52】外国語学習の充実と異文化理解の促進

英語、初修外国語に加えて、障害に配慮した語学学習（アメリカ手話など）を充実させる。さらに学部生、大学院生を対象に協定校を中心とする諸外国の高等教育機関への短期研修派遣、協定校からの受入れを積極的に行い、異文化交流・異文化理解を促進する。このために学生向けの英語サロンやアメリカ手話講座を引き続き開設する。目標海外派遣学生数は全学生の 7%（25 名）（現 5%;18 名）、短期受入数は 6 名（現 4 名）にする。

- ・【52-1】教養教育系科目として第二外国語科目の満足度、ニーズなどの調査を行う。TOEIC、英検受験を奨励するために受験料の補助や優秀者の表彰を検討する。
- ・【52-2】国際交流協定締結校への学生の短期研修派遣を行う。合わせて、研修内容の見直し、派遣先の再検討を行い、派遣学生数と短期受入数を合わせて 23 名以上に増加させる。

【53】高等教育におけるアクセシブル・デザインの実現

諸外国言語による情報保障の研究開発、手話、点字を含めた聴覚・視覚障害留学生の日本語等の習得支援並びに学修支援体制を整備する。国際的な手話言語学の潮流を見極めつつ、聴覚障害学生が国際的なコミュニケーション能力を高めるためのリソースとして、日本手話の言語コーパスを開発するとともに、数カ国の拠点とのネットワーク形成を通じて諸外国の手話を学習できる環境を整備する。

- ・【53-1】平成 32 年度に開催されるオリンピック・パラリンピック大会で日本を訪れる外国の聴覚障害者に対応できるなど、国際的なコミュニケーション能力を身につけるための環境整備として、日本手話言語コーパス開発と国際的なネットワークの形成に係る現状と課題を整理し、基本計画を策定する。

【54】教育研究活動に関連した国際貢献

国際的な視覚障害者の職業自立のために、障害者高等教育機関、関係団体との連携を強化し、アジア地域におけるマッサージ教育及びマッサージ業の普及を図るなどの国際貢献活動を充実する。

- ・【54-1】アジア域内各国の視覚障害者団体と連携を取り、300 年以上の歴史のある日本の視覚障害者マッサージ教育と職業自立がどのように実践されてきたかを 1 つのパッケージモデルとして作成し、各国へ提供・指導することの検討を始める。また、視覚障害マッサージの歴史と現状の報告書を作成する。

(2) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置

【55】 良質な鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師，理学療法士養成

卒前教育および卒後研修の場として個々の能力や障害の程度に応じたマンツーマンの指導体制による質の高い臨床実習（研修）を実施し，臨床カンファレンス，医療安全，感染防止などの研修会を定期的開催し，患者の立場に立った施術を行える医療人を養成する。

- ・ 【55-1】 卒前教育および卒後研修の場として個々の能力や障害の程度に応じたマンツーマンの指導体制による質の高い臨床実習（研修）を実施する。
- ・ 【55-2】 臨床カンファレンス，医療安全，感染防止などの研修会を定期的開催し，患者の立場に立った施術を行える医療人を養成する。
- ・ 【55-3】 卒後教育を充実させるため，視覚障害を有する卒業生を医療職員として雇用することを検討する。

【56】 特色ある質の高い東西医学統合医療の提供

東西医学に精通した医師・理学療法士・鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師など医療者を配置し，診療，漢方，鍼灸，あん摩マッサージ指圧，リハビリテーション等の外来を実施するなど，日本でも数少ない特色ある質の高い西洋医学と東洋医学を統合した医療を提供するとともに臨床的エビデンスを発信する。

- ・ 【56-1】 東西医学に精通した医師・理学療法士・鍼灸師・あん摩マッサージ指圧師など医療者を配置し，診療，漢方，鍼灸，あん摩マッサージ指圧，リハビリテーション等の外来を実施する。
- ・ 【56-2】 日本でも数少ない特色ある質の高い西洋医学と東洋医学を統合した医療を提供するとともに臨床的エビデンスを発信する。

【57】 医療サービスの向上と地域貢献

東西医学統合医療に対する個々の患者ニーズに対応し，診療・施術にあたりとともに，地域の需要に応えるべく健康等の啓発等に関する公開講座などを実施し，医療者間の効率的な連携やつくば市や他の地域医療機関との連携も積極的に行い，地域の医療の向上に貢献する。上記の取組により，受診者数を平成 27 年度に比べ 10%増加させる。

- ・ 【57-1】 東西医学統合医療に対する個々の患者ニーズに対応し，診療・施術にあたりとともに，地域の需要に応えるべく健康の啓発等に関する公開講座などを実施する。
- ・ 【57-2】 医療者間の効率的な連携やつくば市や他の地域医療機関との連携も積極的に行い，地域の医療の向上に貢献する。
- ・ 【57-3】 上記の取組により，受診者数を平成 27 年度に比べ 1.7%増加させる。

【58】効率的な経営

保健科学部附属東西医学統合医療センターの運営や経営における情報を分析し、西洋医学と東洋医学を統合した特色ある質の高い医療や超高齢化時代に対応したリハビリテーション医療を推進し、診療収入10%増加を達成する。また、ジェネリック医薬品の採用や事務・受付、医療業務の人的配置を合理化するなど効率的な経営を行い、収益を向上させる。

- ・【58-1】保健科学部附属東西医学統合医療センターの運営や経営における情報を分析し、西洋医学と東洋医学を統合した特色ある質の高い医療や超高齢化時代に対応したリハビリテーション医療を推進する。
- ・【58-2】ジェネリック医薬品の採用や事務・受付、医療業務の人的配置を合理化するなど効率的な経営を行い、収益を向上させる。
- ・【58-3】上記の取組みにより、診療収入を平成27年度と比べ1.7%増加させる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【59】組織改革等の継続的な実施

「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」を平成28年度中に設置し、外部評価や監事監査など各種評価結果等を検証し、各種大学間連携や入学定員の見直しなどの課題に対し柔軟かつ機動的な組織改革を継続的に実施する。

また、ガバナンスの総点検について、学長から監事に要請することで「監事監査計画」に毎年度組み込み、その結果を「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」において検証し、継続的に見直しを行う。

- ・【59-1】「大学改革促進ボード（仮称）」を設置するとともに、「大学改革促進ボード（仮称）」の会議を運営するための事務組織を改編する。
- ・【59-2】学長はガバナンスに関する監査事項を監事に要請し、監査報告の提出を受ける。

【60】IR機能の強化

政策の立案等各種意思決定に必要なデータ等を情報収集するとともに、適時提供できるような機能を有した学長直属の「情報管理室（仮称）」を平成28年度中に設置する。

また、収集した情報については、学長や「筑波技術大学改革促進ボード（仮称）」へ提供することにより、施策立案に活用し大学改革を推進する。

- ・【60-1】「大学改革促進ボード（仮称）」において、「情報管理室（仮称）」を設置するための目的、組織、業務内容を確定し、関係規則を制定する。
- ・【60-2】「大学改革促進ボード（仮称）」の要請に基づき、各種データの所在を調査するとともに用語の定義を統一したデータカタログ（どの部署で、いつ頃、どのようなデータを取得するのかを明確にしたもの）を作成する。

【61】 予算配分方針・方法の見直し

学長のリーダーシップのもと大学の機能強化を実現するため、基盤的な教育研究関連経費を安定的に確保しつつ本学の特色をいかした学内資源の再配分を行うため財務分析結果に基づく資源配分の重点化など予算配分方針・方法の見直しを平成 28 年度中に行う。

- ・ 【61-1】 財務分析手法を検討し、その結果に基づき資源配分の重点化など効果的な予算配分方針・方法を策定する。

【62】 監事のサポート体制の充実

これまで同様、監事の役員会、経営協議会、教育研究評議会における意見等聴取の機会を確保するとともに、引き続き財務や会計だけでなく、教育研究や社会貢献の状況、大学のガバナンス体制等について監査するため、平成 28 年度中に監査室職員を増員し、サポート体制を充実させる。

- ・ 【62-1】 役員会等各種会議において、監事の意見等を聴取する機会を設ける。
- ・ 【62-2】 ガバナンス及び教育研究・社会貢献活動等の監査の充実のため監査室専任の職員を配置する。

【63】 運営組織の人事評価システム

教職員の職務行動を適正に評価し、評価結果をフィードバックするとともに、個々の処遇や職務環境の改善に反映させ、個々の職務意識の向上、主体的な能力開発を促進する。

特に教員評価においては、国際貢献活動、国の各種委員等への参画及び国際会議での発表などを評価項目に設定し、大学のグローバル化を推進する。

- ・ 【63-1】 事務系職員の評価からフィードバック、職務意識の向上等の促進までのプロセスの検証を行うとともに、研修等により評価能力の向上を図る。
- ・ 【63-2】 本学における教員評価について、国際貢献活動、国の各種委員等への参画及び国際会議での発表などを加える他、教職員の職務行動を適正に評価し業務にフィードバックできるような評価項目の見直しを行う。

【64】 教育研究組織の構成

時代の変化や中長期的な目標等を踏まえ、重点目標等の遂行を考慮して教職員の配置を見直すとともに、国内外の若手を含めた優秀な人材の採用を可能とするため、退職金に係る運営費交付金の積算対象となる年俸制教員を 10 人（現員 3 人）に増員する。

また、教員の年齢構成の是正を行い、第 3 期中期目標・中期計画期間中に若手層の全体に占める割合を 8%以上とする。

- ・ 【64-1】 定年退職者の承継ポストを年俸制適用の若手教員ポストに振り替える計画を策定する。

【65】教育研究組織の人事評価システム

教育研究組織構成員の教育業績，研究業績，大学運営参加実績，社会的貢献等，多様な活動について，多面的かつ公正な評価基準に基づいて評価し，評価結果を処遇に反映させる。

- ・【65-1】多面的かつ公正な評価基準に基づく評価の実施のため，教育業績，研究業績，大学運営参加実績，社会的貢献等の評価項目を見直す。
- ・【65-2】評価を実施し，結果を処遇に反映させる。

【66】男女共同参画

女性教職員等の参画を推進するため，女性教職員率 35%以上を維持するとともに，役員においては 15%，管理職においては 10%以上の女性比率を目標とし，男女共同参画を推進する。

- ・【66-1】女性教職員比率 35%以上を維持するため，能力・実績が同等の場合は，女性教職員を積極的に採用する。
- ・【66-2】役員における女性比率 15%以上を維持する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【67】産業技術学部の編成・改革

教育組織（カリキュラムなど）と教員組織の分離を図り，工学・デザインの複合領域などを含めた多様なカリキュラムへの対応や，社会的にニーズが高い学際的・複合的な領域の研究をさらに推進させるために，平成 30 年度までにより柔軟でオープンな教員組織の編成・改革を実施する。

- ・【67-1】産業技術学部将来構想検討ワーキンググループにより提案される教育研究組織改革の素案に関して，すでに教育組織（カリキュラムなど）と教員組織の分離を行っている他大学の改革事例との比較などを通して，そのメリット・デメリットの明確化を図りつつ，学際的・複合的な領域へ柔軟に対応可能な教員組織改革の具体案をまとめる。

【68】保健科学部の教育改革

視覚障害学生にとって，より魅力あるカリキュラムへの再編を行うと共に，社会の動向を踏まえて，視覚障害者が自立して行くための新たな職域に対応した教育を行うために，平成 30 年度までに既存の学部・学科にとらわれない視覚障害学生の就労に結びつく学科再編を行う。

- ・【68-1】視覚障害学生にとって，より魅力あるカリキュラムへの再編を準備する。
- ・【68-2】社会の動向を踏まえて，視覚障害者が自立して行くための新たな職域に対応した教育を行うために，既存の学部・学科にとらわれない視覚障害学生の就労に結びつく学科再編の準備をする。

【69】大学院の教育組織の見直し

技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上、学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象（仮称））を平成 31 年度までに導入する。

また、情報アクセシビリティ専攻では、社会人の学び直しの受け入れ向上のため、個々の学生の学修・研究時間に対応した時間割編成や遠隔授業を行う。

- ・ 【69-1】 技術科学研究科保健科学専攻に、現職教員（盲学校・特別支援学校専攻科理療科教員）の専門性向上と学位取得のための鍼灸学コース（リカレント教員対象（仮称））の設置準備の取り組みを行う。
- ・ 【69-2】 情報アクセシビリティ専攻は、ICT（Information and Communication Technology）を活用した遠隔授業、e-ラーニング、休日集中授業などの社会人学生が学びやすい環境を整備するための体制を検討する。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【70】共同調達の拡大

他大学との共同調達による内容や対象を拡大し、経費節減に繋げる。

- ・ 【70-1】 一般廃棄物の処理について共同調達を行う。

【71】災害時の大学間連携

災害時における大学相互の支援体制を構築するため県内・県外の各 1 大学以上と連携協定を締結する。また、大規模災害時に弱者となり易い聴覚・視覚障害学生の教育研究活動における情報保障を遠隔で行うなど多面的な支援を連携大学等の要請に応じ積極的に行う。

- ・ 【71-1】 災害時の大学間連携についての県内・県外大学の取り組み状況の調査を行う。
- ・ 【71-2】 東日本大震災時に本学が行った聴覚・視覚障害学生の教育研究活動支援について調査・検証を行い、大学間連携事業に組み入れる事項を確定する。

【72】職員の人材育成

第 2 期に実施した「若手職員強化プログラム」（選定図書講読会、外部講師による特別講話、課題解決のための他大学比較調査や業務改善への提案、若手職員が自ら行う自己研さんの目標の情報共有）を見直し、益々、多様化・高度化する大学運営に対し、戦略的な取り組みの企画提案ができ、その実施のための学外・学内との折衝や調整が担える、実務処理に偏らないバランスのとれた人材の育成を行うための研修プログラムを平成 28 年度中に策定し、実施する。

- ・ 【72-1】 大学運営に関し戦略的な企画提案や学内外で折衝・調整を担える人材を育成するため、他大学の

人材育成に関する取組を調査し、新たな育成プログラムを策定する。

【73】 職員のコミュニケーション能力向上

職員の聴覚障害学生とのコミュニケーション能力を向上させるため、毎年行ってきた新入教職員を中心とした「手話研修」(20 時間)に加え、本学の聴覚障害のある教職員および本学に在籍する手話通訳士等と本学の聴覚障害学生の協力を得て、定期的に「CC サロン (コミュニケーションサロン)」(仮称)を平成 28 年度中に開催する。これらにより学生とのコミュニケーション機会が少ない職員も含めて、あいさつや災害等の緊急時に必要となる手話によるコミュニケーション能力を向上させる。

また、本学教員が作成した「ここからはじめる障害学生支援」(冊子)を全事務職員に配布し、これを教材とした研修会などにより基本的な障害学生支援について啓蒙する。

- ・ 【73-1】 CC サロン (コミュニケーションサロン (仮称)) の実施を計画し、平成 28 年度内に開催する。
また、「ここからはじめる障害学生支援」(冊子)を全事務職員に配布し、基本的な障害学生支援について啓蒙する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【74】 外部資金獲得の具体的方策

学長のリーダーシップの下、部局を越えた研究チームを編成し、全学的なテーマによる外部資金、寄附金の獲得プロジェクトを複数設け、学内での競争意識を高揚させるとともに、第三者的立場の研究者グループにより助言を行うなど、大学の人的・知識的資源を最大限に活用し、外部資金の獲得(件数 10%増加)を促進する。

- ・ 【74-1】 経営戦略会議の下にワーキンググループを設置し、外部資金、寄附金等の獲得のための研究チームの編成について検討し、複数の競争的資金の申請事業(プロジェクト)を策定する。

【75】 民間事業者への障害者支援の手法の提供

障害者差別解消法施行に伴い不当な差別的取り扱いが禁止され、努力義務ではあるが合理的配慮の提供を求められる民間事業者に対し、本学の有する聴覚・視覚障害者への適切な配慮の手法等を積極的に提供することにより、これらの民間事業者との良好な関係を構築し、外部資金・寄附金の獲得に繋げ、かつ、卒業生の就職先の確保を行う。

- ・ 【75-1】 本学に企業説明会等で来学した企業や卒業生が在職する企業を対象に障害者支援に関するニーズ調査の項目検討を就職委員会で実施する。
- ・ 【75-2】 企業向け基金パンフレット及び本学の研究シーズ集を作成する。

【76】全学同窓会組織の整備

全学同窓会組織を整備することにより、卒業生の卒業後の状況を把握し、今後の就職支援や教育内容の改善に繋げるとともに、可能な卒業生への支援も実施することで、本学との連携を深め、寄付者を拡大（5%増加）させる。

- ・【76-1】他大学における全学同窓会組織の整備状況・運営等について調査する。
- ・【76-2】両学部同窓会組織の現状について調査を行う。

【77】保健科学部附属東西医学統合医療センターの経営面等の最適化

保健科学部附属東西医学統合医療センターの診療科（診療医）毎のコスト分析等を行い、経営面・教学面からの総合的な視点により最適化する。

- ・【77-1】保健科学部附属東西医学統合医療センターの現状における課題を洗い出すとともに、診療科（診療医）毎のコスト分析をするにあたり、実効性のある項目や内容を確定する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【78】管理的経費の抑制に関する具体的方策

業務内容の見直し、外部委託の促進、ペーパーレス化の推進など業務の効率化を進め、定期的にセグメント毎のコスト分析を行い、その結果を周知徹底することで教職員のコスト意識を改革し、人件費を含む管理的経費を抑制し、一般管理費率を6.0%以内にする。

- ・【78-1】業務内容の見直し、外部委託の促進、ペーパーレス化の推進など業務の効率化を行う。
- ・【78-2】コスト分析を行うセグメントの設定及び分析手法を検討し、確定する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【79】施設等の有効活用

キャンパス内の全ての施設・設備について、利用状況を点検評価し、既得権的な占有を改め、受益者負担制度等の活用によりコスト意識の改革の向上を図るとともに、今後の組織改革に対応した見直しを行うことにより、学長裁量スペースについて、中期目標期間終了時点で現有の10%増加分を確保する。

- ・【79-1】施設環境防災委員会においてキャンパス内の施設、設備について利用状況の点検調査を行う。

【80】総合的な施設マネジメント

計画的・効率的な施設の維持管理を行うため、施設の修繕等維持管理計画を策定し、計画的・戦略的（スペース・チャージ等）に財源を確保するとともに、今後のアカデミック・プランを見据えた総合的な施設マネジメントを実施する。

- ・【80-1】施設、設備の老朽化について、現状把握のため点検を行い、その結果に基づきマスタープランの見直しをするとともに、維持管理計画を策定する。

【81】資金の安定的・効果的な運用

余裕資金の運用にあたっては、社会情勢を考慮しながら、効率性と安全性を総合的に勘案し、最適な資金運用を行い、受取利息額の7.5%増額を目指す。

- ・【81-1】資金運用委員会を設置し、社会情勢を考慮しながら、効率性と安全性を総合的に勘案し、適切な資金運用の検討を開始する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【82】自己点検・評価システムの改善

自己点検・評価においては項目毎に評価者・評価方法及び評価のサイクルを明確にし、第三者評価を含む多様で透明性のある迅速な評価を実施する。また、評価結果のフィードバック方法を明確にし、評価結果が確実に業務の改善に反映されるPDCAサイクルを確立する。

- ・【82-1】評価室において、自己点検・評価の項目毎に評価者・評価方法及び評価のサイクルを明確にする。
- ・【82-2】評価結果のフィードバック方法を明確にし、評価結果が業務の改善に反映されるPDCAサイクルを明確にした内部評価システムを策定する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【83】効果的・積極的な情報発信

「筑波技術大学広報戦略（仮称）」を平成28年度中に策定し、「誰に」「何を」「どうやって」情報発信していくのかを明確にし、かつ、学科等毎に情報収集・発信責任者を設けるなど情報の入手から発信までを体系化することで、効果的・積極的な情報発信を行う。

- ・【83-1】「筑波技術大学広報戦略（仮称）」を策定し、誰に、何を、どうやって情報発信していくのかを明確にする。また、現在の広報内容について、広報戦略との整合性を検証する。

【84】アクセシビリティの高い広報活動

障害者団体や特別支援学校等のステークホルダーへの直接的広報活動においては、視覚障害者には、点訳やDAISY等を活用し、また、聴覚障害者には手話や文字通訳等によるなど受け手側のニーズに配慮したアクセシビリティの高い広報活動を実施する。

- ・【84-1】障害者団体や特別支援学校など、対象者ごとのアクセシビリティの高い広報活動について、どこにどのようなニーズがあるか調査・検討を行う。

【85】多言語への対応

外国人留学生の受入れや国際化を踏まえ、ホームページ、リーフレット等各種広報媒体の本学基本情報を多言語に対応させる。

- ・【85-1】「筑波技術大学広報戦略（仮称）」をふまえて、誰に、何の情報を発信していくのか、国際交流委員会とも連携を図りながら、対象と内容、媒体を明確にする。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【86】新たな施設設備の整備

聴覚・視覚障害者の高等教育に関する我が国の中核機関として4年制大学化、大学院設置によって生じた教室、研究室等の不足（狭隘化）の解消及び他大学への障害者に対する合理的配慮となる情報保障支援体制の充実を図るため、施設設備の整備・活用を計画的に推進する。

- ・【86-1】キャンパスマスタープランに基づき、施設環境防災委員会において今後必要となる施設整備を協議する。また、施設設備の整備・活用のためのワーキンググループを発足させ実施準備を行う。

【87】既存施設設備の整備

聴覚・視覚障害者のための教育研究、生活環境としてのバリアフリー化（多目的トイレ、点字ブロックの整備、段差解消等）、安全性、情報保障に関する見直しを行うとともに、バリアフリー委員会、障害に対する合理的配慮に関するワーキンググループ及び障害当事者の意見を踏まえキャンパスマスタープランの充実を行う。また、施設設備等の維持管理のために老朽化の点検を行い、整備計画並びに学内情報ネットワークの整備及び適切な管理に関する方策を策定し整備を行う。

- ・【87-1】バリアフリー委員会、障害に対する合理的配慮に関するワーキンググループ及び障害当事者の意見を踏まえ施設環境防災委員会においてキャンパスマスタープランの充実を図る。

【88】施設等の有効活用

キャンパス内の全ての施設・設備について、利用状況を点検評価し、既得権的な占有を改め、受益者負担制度等の活用によりコスト意識の改革の向上を図るとともに、今後の組織改革に対応した見直しを行うことにより、学長裁量スペースについて、中期目標期間終了時点で現有の10%増加分を確保する。

- ・【88-1】施設環境防災委員会においてキャンパス内の施設、設備について利用状況の点検調査を行う。

【89】総合的な施設マネジメント

計画的・効率的な施設の維持管理を行うため、施設の修繕等維持管理計画を策定し、計画的・戦略的（スペース・チャージ等）に財源を確保するとともに、今後のアカデミック・プランを見据えた総合的な施設マネジメントを実施する。

- ・【89-1】施設、設備の老朽化について、現状把握のため点検を行い、その結果に基づきマスタープランの見直しをするとともに、維持管理計画を策定する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【90】学生の安全確保等

聴覚・視覚障害学生に対する、感染症対策、実験・実習・インターンシップ中の事故対策、健康管理、緊急時の情報伝達・避難体制等に配慮した安全管理、事故防止マニュアルを充実させるとともに、定期的に全学の防災訓練・避難訓練等を実施するなど、学生の安全確保を徹底する。また、重複障害学生に対してヒアリングを実施し、基礎的環境整備を行う。

- ・【90-1】聴覚・視覚障害の特性や重複障害に配慮し、学生の健康管理及び安全確保等のため、事故防止マニュアルの充実や防災訓練等必要な取組を行う。
- ・【90-2】重複障害学生に対し、必要に応じてヒアリングを実施し、構内環境整備の計画を策定する。

【91】毒物等の安全管理体制

毒物等の管理については、安全衛生委員会の実査により事故等を未然に防止するとともに、学生、教職員に広く安全管理意識を啓蒙する。

- ・【91-1】学生及び教職員に対し、毒物等の適切な取り扱いについて周知・徹底を図る。
- ・【91-2】毒物・劇物等の保有者・使用者の調査・確認を行う。また、毒物・劇物等に関する安全点検を実施する。

【92】総合的なリスク管理

業務に係るリスク事象を洗い出し、平成 28 年度中にリスクマップを作成するとともに発生頻度・影響度の高いリスクに関する対応方針（回避、軽減、移転等）を策定することにより、大学全体のリスク管理を統括し、被害を減免する。

- ・【92-1】業務に係るリスク事象を洗い出し、リスクマップを作成するとともに発生頻度・影響度の高いリスクに関する対応方針を策定する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【93】適切なコンプライアンス体制の確立

コンプライアンス体制における管理体制を整備し、服務規律に関するマニュアル等の作成、内部通報体制（窓口）の見直しを行い、より適切なコンプライアンス体制を整備するとともに、研究における不正行為の防止、研究費不正使用の防止等に関するガイドライン、研修・説明会や研究倫理教育に伴う情報保障（点訳、DAISY、手話・文字通訳等）に取り組み、大学や特別支援学校等の機関に広く還元し、教職員の法令遵守の意識を高揚させる。また、障害者福祉に関連した法令の情報収集を行い、立法趣旨に沿った制度や体制の整備、研修の実施を行う。

また、情報セキュリティ対策については、最新の情報事故事例やセキュリティ対策を学内で共有することにより、コンプライアンスに対する注意喚起と意識向上を推進する。

- ・ 【93-1】 他大学におけるコンプライアンスの管理体制、服務規律に関するマニュアルの整備状況及び内部通報体制を調査する。
- ・ 【93-2】 他大学における聴覚・視覚障害のある研究者や大学院生の研究支援のため、研究における不正行為及び研究費の不正使用の防止に関連する資料についての情報保障を検討する。
- ・ 【93-3】 情報セキュリティに関しては、特に保有個人情報の保護管理についての注意喚起意識向上のための取組を行う。

VI 予算(人件費の見積りを含む), 収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

587,591 千円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し, 又は担保に供する計画

・該当なし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は,

・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
・総合研究棟 ・小規模改修	総 額 334	施設整備費補助金 (327) (独) 大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (17)

注) 金額は見込みであり, 上記のほか, 業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

教員については, 公募制を一層積極的に活用するとともに, 任期付き教員制度を拡充することなどにより, 教員の流動性を高める。また, 業績評価に基づく年俸制の導入により, 優秀な若手教員の雇用を促進する。

事務職員等については, 近隣大学との連携の下に人事交流を行うとともに, 事務組織の活性化を推進するため, 新任職員の採用を計画的に進める。

(参考1) 平成28年度の常勤職員数 192人

また, 任期付き職員数の見込みを14人とする。

(参考2) 平成28年度の中期目標期間中の人件費総額見込み 1,900百万円

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 28 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,350
施設整備費補助金	327
船舶建造費補助金	0
補助金等収入	6
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	17
自己収入	405
授業料及び入学料検定料収入	229
附属病院収入	115
財産処分収入	0
雑収入	61
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	30
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	0
計	3,135
支出	
業務費	2,754
教育研究経費	2,580
診療経費	174
施設整備費	344
船舶建造費	0
補助金等	6
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	30
貸付金	0
長期借入金償還金	1
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金	0
計	3,135

[人件費の見積り]

期間中総額 1,900 百万円を支出する (退職手当は除く)。

注) 「産学連携等研究収入及び寄付金収入等」のうち, 前年度よりの繰越額からの使用見込額 8 百万円。

2. 収支計画

平成 28 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,827
經常費用	2,827
業務費	2,469
教育研究経費	339
診療経費	80
受託研究費等	7
役員人件費	35
教員人件費	1,373
職員人件費	635
一般管理費	190
財務費用	2
雑損	0
減価償却費	166
臨時損失	0
収益の部	2,828
經常収益	2,828
運営費交付金収益	2,284
授業料収益	195
入学金収益	28
検定料収益	3
附属病院収益	115
受託研究等収益	7
補助金等収益	6
寄附金収益	23
施設費収益	0
財務収益	1
雑益	60
資産見返運営費交付金等戻入	85
資産見返補助金等戻入	20
資産見返寄付金戻入	1
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	1
目的積立金取崩益	0
総利益	1

注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

平成 28 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,353
業務活動による支出	2,675
投資活動による支出	420
財務活動による支出	40
翌年度への繰越金	218
資金収入	3,353
業務活動による収入	2,783
運営費交付金による収入	2,350
授業料及び入学料検定料による収入	229
附属病院収入	115
受託研究等収入	7
補助金等収入	6
寄附金収入	15
その他の収入	61
投資活動による収入	344
施設費による収入	344
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	226

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

産業技術学部	産業情報学科	140人
	総合デザイン学科	60人
保健科学部	保健学科	120人
	情報システム学科	40人
技術科学研究科	産業技術学専攻	8人
	保健科学専攻	6人
	情報アクセシビリティ専攻	10人